

別紙8 「NUR0セキュリティ ワイヤレス LAN typeN」（以下、NUR0セキュリティ ワイヤレス LAN typeN 別紙を含め、「typeN 個別契約」といいます）

第1条 (サービス)

「NUR0セキュリティ ワイヤレス LAN typeN」サービス（以下、「typeN」といいます）は、NTT東日本株式会社（以下、「NTT東日本」といいます）が提供するWi-Fi機器のレンタル、保守、及びこれに付随するサービスを利用して、typeN個別契約および個別に作成した見積書や申込書等（総称して以下「typeN個別契約」といいます）に基づいて、弊社が利用者に提供するものです。

第2条 (前提サービス)

付与する対象回線は、本規約第3条第2項および第3項の定めにかかわらず、固定回線で使用できるものとします。

第3条 (用語の定義)

typeN個別契約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

用語	用語の意味
本契約	弊社から typeN の提供を受けるための契約。
申込者	弊社と本契約を締結している者。
Wi-Fi アクセスポイント装置（以下「AP」といいます）	モバイル端末を相互に接続し、他のネットワーク（有線 LAN 等）に接続する無線装置。
LAN 給電装置	LAN ケーブルを介し、AP に対して電源を供給する装置。
リモートアクセス装置	外出先のモバイル端末から、インターネット接続回線を経由してセキュアな通信経路を構築する装置。
各装置	AP、LAN 給電装置。
Wi-Fi（ワイファイ）	業界団体（Wi-Fi Alliance）によって定められた、AP やモバイル端末を相互に無線で通信するための規格。
モバイル端末	スマートフォンやタブレット、ノート PC 等の、申込者が準備し利用する Wi-Fi 規格に対応した端末。
インターネット接続回線	インターネットに接続するための通信回線。

用語	用語の意味
Wi-Fi クラウド	AP、リモートアクセス装置の設定等を保有し、契約者の通信環境をリアル タイムに管理している装置。
クラウド	各装置の設定等を保有し、申込者の通信環境をリアルタイムに管理している装置。
訪問オプション	申込者の請求に基づき、現地調査、AP 設定、モバイル端末設定等を行うオプションメニュー。
サポート	申込者に代行し、申込者が利用する前に各装置を設定する機能。また、設定する専用受付番号により各装置設定の追加・修正・削除等を申込者の要請により提供する機能。
SSID 名	一定の範囲における複数の AP、Wi-Fi があった場合に識別する名前。
パスワード（暗号化キー）	Wi-Fi に接続する際に設定する暗号化、複合化するための英数字の組み合わせ。
フレッツ光	IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5 に係る契約者回線。

第4条 (本サービスの提供範囲)

本サービスは、別紙 8-別表 5（料金表）で定める AP を提供し、申込者から請求があつたときは、別紙 8-別表 9（オプション料金表）で定めるオプション、および別紙 8-別表 4（訪問オプションのメニュー）で提供する訪問オプションを提供します。

第5条 (提供区域)

本サービスは、日本国内の固定回線によるインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

第6条 (契約の単位)

弊社は、インターネット接続回線ごとに、1 の本契約を締結します。

第7条 (最低利用期間)

別紙 8-別表 10（最低利用期間）に定める期間を最低利用期間と設定します。

なお、キャンペーン等弊社が本サービスの月額利用料を無料として設定した期間は最低利用期間に含めないものとし、当該無料として設定した期間を経過した日を含む月から最低利用期間を設定するものとします。

第8条 (契約申込の方法)

削除

第9条 (契約申込の承諾)

1. 弊社は、本サービスの申し込みがあった場合には、弊社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面をもって申込者に通知します。当該書面の発行をもって本契約が成立するものとし、当該書面に記載される日付から本契約が効力を発し、申込者は本サービスの提供を受けることができるものとします。
2. 弊社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると弊社が判断した場合、申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本契約の申し込みをした者が本サービスの料金又は弊社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 申し込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - (4) その他弊社の業務遂行上著しく支障があるとき。
3. 弊社が、前 2 項の規定により申し込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、弊社はその承諾を取り消すことができます。
4. 申込者からの申告による申し込みの取り消しは行えません。

第10条 (提供するプラン及びプランの変更)

申込者は、契約したプランの変更はできません。

第11条 (営業活動の禁止)

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値

サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

第12条 (著作権等)

1. 本サービスにおいて弊社が申込者に提供する一切の物品 (typeN 個別契約、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。) に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、弊社、又は、本サービスを提供する上で、クラウドの使用を弊社に対して許可する者に帰属するものとします。
2. 申込者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
 - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡で定める場合を除く)・担保設定等しないこと。
 - (4) 弊社又は本サービスの提供に不可欠な、クラウドの使用を弊社に対して許可する者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第13条 (利用停止)

削除

第14条 (料金)

本サービスの料金は、別紙 8-別表 5 (料金表)、別紙 8-別表 6 (訪問オプション料金表) 及び別紙 8-別表 9 (オプション料金表) に定めるところによります。

第15条 (利用料金の支払義務)

1. 申込者は、その契約に基づいて、弊社が本サービスの提供を開始した月の翌月から起算して、本契約の解約があった月までの期間について、別紙 8-別表 5 (料金表) 及び別紙 8-別表 9 (オプション料金表) に規定する月額料金の支払いを要します。また、申込者は、訪問オプションを利用したときは、作業の完了をもって、別紙 8-別表 6 (訪問オプション料金表) に規定する訪問オプション料金の支払いを要します。
2. 前項の期間において、利用停止等により typeN を利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。
 - (1) 利用停止があったときは、申込者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、申込者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかつた期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1. 申込者の責めによらない理由により、typeN を全く利用できない状態が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを弊社が知った時から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。 (注) AP、クラウドのいずれかが利用できる状態の場合、申込者は月額利用料の支払いを要します。	そのことを弊社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料
2. 弊社の故意又は重大な過失によりその typeN を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを弊社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に応する本サービスの月額利用料
3. 申込者は、typeN 個別契約に基づいて訪問オプションの提供を受けたときは、設定作業等について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。この場合において、弊社は、申込者が弊社所定の書面（電子媒体のものを含みます。）に押印又は署名する（電気的操作による確認作業を含みます。）ことにより訪問オプションの提供の完了を確認するものとします。	
4. 弊社（料金その他の債務に係る債権について、typeN 個別契約 第 26 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者とします。）は、訪問オプションの提供の完了後、申込者に対して、該当する料金を合計した料金額（以下「該当料金合計額」といいます）並びにその該当料金合計額に係る消費税相当額を併せた料金額（以下「請求金額」といいます）を請求します。	

第16条 (割増金)

申込者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（別紙 8-別表 5（料金表）、別紙 8-別表 6（訪問オプション料金表）及び別紙 8-別表 9（オプション料金表）の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第17条 (料金計算方法等)

1. 申込者がその契約に基づき支払う別紙 8-別表 5（料金表）、別紙 8-別表 6（訪問オプシ

ヨン料金表) 及び別紙 8-別表 9 (オプション料金表) に定める料金は料金月 (1 の歴月の起算日 (弊社が契約ごとに定める毎歴月の一定の日をいいます) から次の歴月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。) に従って計算します。ただし、弊社が必要と認めるときは、隨時に計算します。

2. typeN 個別契約 第 13 条 (利用料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の規定に該当するときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
3. 前項の規定による利用料金の日割は、当該月の暦日数により行います。この場合、typeN 個別契約 第 13 条 (利用料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表内 1 に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間ごととします。
4. 別紙 8-別表 5 (料金表) に規定する解約金は、typeN 個別契約 第 7 条 (最低利用期間) で規定する期間に満たない利用期間分の月数に各プラン、オプションごとに定めた金額を乗じて計算します。
5. typeN 個別契約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
6. 申込者は、弊社が請求した料金等の額が typeN 個別契約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、支払いを要する料金 (弊社が請求した料金と typeN 個別契約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。) の支払いを要します。

第18条 (料金の一括後払)

弊社に特別の事情がある場合は、2 月以上の料金を、弊社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第19条 (料金等の臨時減免)

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、typeN 個別契約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することができます。なお、弊社は、料金の減免を行ったときは、弊社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。

第20条 (免責事項)

1. 申込者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
2. typeN の提供をもって、申込者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
3. typeN は、クラウドの使用を弊社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端

末、ソフトウェア（OS）等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス等のホームページを紹介することや、それぞれに対して申込者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

4. オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。
5. オペレータの説明に基づいて申込者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び訪問オプションの実施に伴い生じる申込者の被害について、一切の責任は負いません。
6. 申込者が typeN の利用により第三者（他の申込者を含みます。）に対し損害を与えた場合、申込者は、自己の責任でこれを解決し、弊社にいかなる責任も負担させないものとします。
7. 本規約の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる申込者の被害について、一切の責任は負いません。
8. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、弊社は責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
9. 弊社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、弊社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
10. サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、各装置に係る設定の追加、修正、解除等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみなし、弊社は設定の追加、修正、解除等に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任は負いません。
11. IoT 装置及び IoT カメラ装置は、契約者に準備いただくものであり、IoT 装置又は IoT カメラ装置の不具合、故障等については、契約者と弊社との間の当該装置の売買契約に基づく対応となります。
12. IoT クラウドの利用については、契約者と IoT 装置提供事業者又は IoT カメラ装置提供事業者との間の契約となり、当該契約の契約条件によることとなります。弊社は、IoT クラウドの不具合、故障等に起因して生じた契約者の損害について、一切の責任は負いません。

第21条（個人情報の取扱）

1. 申込者は、サービスの提供を目的として、弊社が申込者に関する情報を NTT 東日本に提供することに同意していただきます。
2. 申込者は、弊社、弊社の委託により typeN に関する業務を行う者（以下「委託会社」と

いいます)、および、クラウドの使用を弊社に対して許可する者が、typeN 提供のため、提供の過程において申込者名、住所、電話番号、メールアドレス、SSID 名やパスワード(暗号化キー)等の各装置に設定する情報(以下「個人情報」といいます)、及び、別紙 8-別表 7(サポートを提供するにあたり取得する情報)で規定する情報を知り得ることについて、同意していただきます。

3. 弊社、委託会社およびクラウドの使用を弊社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要となる範囲内で個人情報を利用します。なお、申込者が typeN を解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。
 - (1) typeN の提供
 - (2) 弊社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング
 - (3) 弊社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング
 - (4) アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付
 - (5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
 - (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
 - (7) インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内
4. 弊社、委託会社およびクラウドの使用を弊社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要となる範囲内で個人情報、及び、別紙 8-別表 7(サポートを提供するにあたり取得する情報)に規定する情報を利用します。
 - (1) 申込者からの要請にもとづく、サポート業務
 - (2) ダッシュボードによる AP の利用状況の申込者による閲覧
 - (3) typeN の品質、機能改善のための情報分析
5. 弊社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要となる範囲内で個人情報、及び、別紙 8-別表 7(サポートを提供するにあたり取得する情報)の 1 及び 2 に規定する情報のうち MAC アドレス及び通信先を除いた統計化された情報を利用する場合があります。
6. 弊社および委託会社は、申込者のメールアドレスについて、クラウドの使用を弊社に対して許可する者に通知し、別紙 8-別表 2(提供する機能)に規定する機能の ID、パスワード等の通知を目的として利用します。
7. 申込者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。
8. 弊社は、個人情報保護法の規定に基づき、個人情報を弊社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。
9. 申込者は、弊社が請求事業者に債権を譲渡する場合において、弊社がその申込者の氏名、住所及び typeN に係る連絡先電話番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び本規約 第 13 条(利用停止)の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回

収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

10. 申込者は、弊社が typeN 個別契約 第 26 条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその typeN に係る債権に関して料金が支払われた等の情報を弊社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第22条 (利用者の弊社に係る申込者の義務)

1. 申込者は、typeN の利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、申込者が次の条件を満たしている場合であっても、申込者のご利用状況によっては typeN が提供できない場合があります。
 - (1) 各装置がインターネットに接続できる環境であること。
 - (2) 申込者自身による typeN の利用の要請であること。
2. 申込者が、訪問オプションの要請をする場合には、本条第 1 項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。
 - (1) 弊社が申込者を訪問した際に各装置の設置（希望）場所に案内し電波調査や設定作業等へ立ち会うこと。
 - (2) 弊社が電波調査、設定作業等の実施の際に、弊社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜（電話又は通信回線等の使用を含みます。）を、申込者が弊社に対して無償で提供すること。
3. 前 2 項の規定のほか、申込者は次のことを守っていただきます。
 - (1) 弊社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) typeN を違法な目的で利用しないこと。
 - (3) typeN によりアクセス可能な弊社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4) 第三者になりすまして typeN を利用する行為をしないこと。
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (6) 弊社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8) typeN 及びその他弊社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9) (法令、 typeN 個別契約若しくは公序良俗に反する行為、弊社若しくは第三者の信

- 用を毀損する行為、又は弊社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (10) typeN に利用するパスワード（暗号化キー）、別紙 8-別表 2（提供する機能）で利用する ID、パスワード等の適正な管理に努めること。
 - (11) 各装置を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
 - (12) 各装置を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
 - (13) 各装置に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を弊社に通知し、弊社の指示に従うこと。
 - (14) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
4. 申込者は、前項の規定に違反して各装置を亡失又はき損したときは、弊社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第23条 (申込者の弊社に対する協力事項)

申込者は、弊社が typeN の提供に必要な協力を求めたときは、弊社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 弊社の求めに応じた ID やパスワード等の入力。
- (2) 弊社の求めに応じた typeN 提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) モバイル端末等に重要な情報がある場合における、typeN の提供前の申込者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4) モバイル端末等に機密情報がある場合について、typeN の提供前の申込者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、typeN の提供又は設定作業等のために弊社が必要と認める事項の実施。

第24条 (除外事項)

申込者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると弊社が判断する場合には、typeN の提供を行わないことがあります。

- (1) typeN 個別契約 第 20 条（利用者の弊社に係る申込者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2) 申込者が、前条（利用者の弊社に係る申込者の義務）のいずれかの項目の協力を行わず、typeN の提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幇助となる作業を弊社に要求する場合。
- (4) その他、申込者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

第25条 (設備等の準備)

1. 申込者は、自己の責任において、本サービスを利用するためには必要な、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。
2. 申込者が本サービスを利用するためには必要なインターネット回線、インターネットサービスプロバイダの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

第26条 (法令に規定する事項)

typeN の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第27条 (承諾の限界)

申込者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等弊社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第28条 (債権の譲渡)

申込者は、typeN 個別契約の規定により支払いを行うこととなった料金を、弊社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます）に対し、弊社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。

別紙 8-【別紙 1（提供時間）】

弊社は、サポートに関して、年間を通じて 9:00 から 21:00 までの間、専用受付番号で、弊社オペレータによる受付及びサポートを提供します。

また、弊社は、訪問オプションに関して、年間を通じて時間を問わず（料金は、日時により加算、割増料金となります）提供します。

別紙 8-【別紙 2（提供する機能）】

別紙 8-別表 5（料金表）で規定するライトプラン、ライト 6 プラン、ベーシックプラン、ハイエンドプラン、ハイエンド 6 プラン、ハイエンド Ex プランで提供する機能

提供機能	内容
ギガ Wi-Fi	IEEE802.11ax (Wi-Fi6) に対応したハイエンド 6 プランは最大速度 2.4Gbps、ライト 6 プランは最大速度 1.2Gbps の Wi-Fi。 IEEE802.11ac に対応したベーシックプラン及びハイエンドプランは最大速度 1.3Gbps、ハイエンド Ex プランは最大 1.7Gbps、ライトプランは最大速度 867Mbps の Wi-Fi
モバイル端末同時接続	1 台の AP で複数のモバイル端末を同時に利用可能（快適に利用するには、ライトプランは 30 台程度、ライト 6 プラン、ベーシックプラン、ハイエンドプラン及びハイエンド Ex プランは 30~50 台程度まで、ハイエンド 6 プランは 100 台程度までの接続を推奨）
マルチ SSID	複数の SSID を設定（ライトプラン、ライト 6 プラン及びベーシックプラン：8 個、ハイエンドプラン、ハイエンド 6 プラン及びハイエンド Ex プラン：15 個）
通信帯域設定	SSID ごと、又は、モバイル端末あたりの通信帯域を設定
来訪者向け Wi-Fi インターネット（注）	来訪者向けに社内システムへのアクセスを遮断した Wi-Fi インターネットを提供
MAC アドレス認証	モバイル端末の MAC アドレスによる認証（既設の LAN への設定変更は不要）
無線自動チャネル設定	電波干渉の少ない無線チャネルを定期的に自動で選択
5GHz への優先接続	電波干渉の少ない 5GHz を優先的に利用してモバイル端末と接続

電波のオン・オフ設定	SSID ごとに電波オン・オフの週間スケジュール設定
レディメイドの AP 設定	AP の初期設定を弊社が事前に設定（レディメイド）
ヘルプデスク代行	<ul style="list-style-type: none"> モバイル端末の追加、Wi-Fi 接続設定など、お客様社内のヘルプデスクを代行（別紙 8-別表 1（提供時間）に規定する受付時間） 離れたオフィス等の AP もクラウドから一元的に設定
トラブルサポート	<ul style="list-style-type: none"> Wi-Fi 接続不可等のトラブル時に、クラウドから Wi-Fi 環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を特定し対処（別紙 8-別表 1（提供時間）で規定する提供時間） AP 故障時は、迅速に交換用の AP を宅配

（注）ハイエンド Ex を除くプランは、屋内のみでご利用ください。屋外で利用する場合、電波法に抵触する可能性があります。

（注）契約者は、ハイエンド E x プランの提供を受けるためには、LAN 給電が可能な装置を準備いただく必要があります。

（注）契約者が、公衆無線 LAN サービスの AP として本サービスを利用する場合は、公衆無線 LAN サービスに関するガイドライン（総務省や無線 LAN ビジネス推進連絡会等により策定）に従ってください。

- 別紙 8-別表 5（料金表）で規定するライトプラン、ライト 6 プラン、ハイエンド プラン、ハイエンド 6 プラン 及びハイエンド Ex プランのみに提供する機能

提供機能	内容
指定 Web サイト表示	来訪者向け Wi-Fi インターネット利用時に、指定した Web ページを表示
ブラウザ認証 (メール・SNS 認証)	Web ブラウザ上でメールアドレスの登録や認証、SNS による認証を提供
Japan Wi-Fi 連携	「Japan Wi-Fi auto-connect（注）」の認証機能を提供

（注）Japan Wi-Fi auto-connect を利用するには、エヌ・ティ・ティブロードバンド プラットフォーム株式会社が提供するアプリケーションが必要です。

（注）ライトプラン、ライト 6 プランの Japan Wi-Fi 連携は、自治体等の組織単位で提供する公衆 Wi-Fi グループに提供します。

- 別紙8-別表5（料金表）で規定するハイエンドプラン、ハイエンド6プラン、ハイエンドExプランのみに提供する機能

提供機能	内容
無線マルチホップ	2台のAP間を無線で接続し、LAN配線なしでWi-Fiエリアを拡張
電波出力自動調整	高密度にAPを設置しても、自動で電波出力を調整して干渉を減らしパフォーマンスを最適化
ダッシュボード (利用状況表示画面)	専用のWEBページにお客さまのWi-Fi利用状況を表示。 トラフィック、アプリケーションの種類を解析してグラフ表示
指定アプリケーションブロック	業務に関係ないアプリケーションの接続をブロックすることが可能
アプリケーション帯域制御	業務に関係ない動画共有サイトやSNSなどアプリケーション別に通信帯域を設定可能
接続ユーザー認証	SSID毎にあらかじめ登録したIDとパスワードを入力した端末のみにWi-Fiの接続を限定
お客様サーバ連携	お客様のRadiusサーバと連携し、Wi-Fiに接続するユーザーを認証可能

- 別紙 8-別表 9（オプション料金表）で規定する LAN 給電オプションに提供する機能

提供機能	内容
LAN 給電	LAN ケーブルを介して、AP に対して電源を供給
LAN ケーブル診断	LAN 給電装置と AP の間の LAN ケーブルの故障を診断し、筐体のランプ状態で通知
トラブルサポート	<ul style="list-style-type: none"> お客様からの問診で得られる情報等を利用し、LAN 給電装置の故障を特定（別紙 8-別表 1（提供時間）で規定する提供時間） LAN 給電装置故障時は、迅速に交換用の装置を宅配

最新の機能や提供条件は、弊社ホームページまたは NTT 東日本のホームページでご確認ください。

<https://biz.nuro.jp/>

<https://flets.com/gigarakuwifi/>

別紙 8-【別紙 3（モバイル端末のサポート範囲）】

最新のモバイル端末のサポート範囲は、NTT 東日本のホームページでご確認ください。

<https://business.ntt-east.co.jp/service/gigarakuwifi/support.html>

別紙 8-【別紙 4（訪問オプションのメニュー）】

要望された希望日にあわせて訪問し、サービスを提供します。訪問オプションのサービス内容は以下のとおりです。

メニュー	サービス内容
機器設置、設定および配線工事	<ul style="list-style-type: none">・AP、Proxy、IP アドレス等を設定・LAN 給電装置、リモートアクセス装置の設置・LAN ケーブルをモールや天井裏等に配線
電波調査・設計	干渉含めた電波環境を調査し、AP 設置位置や周波数を最適設計

(注) NURO リンク N ラインの申込者 (NTT 東日本の営業エリアのもの) に限り提供します。

別紙 8-【別紙 5（料金表）】

○基本サービス

プラン	ハイエンド6 プラン
初期費用	0 円
月額料金	3,800 円/台
解約金	typeN 個別契約 第 7 条（契約申込の承諾）（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、解約金（一律 10,000 円）を一括で支払っていただきます。

（注）解約金は 1 の装置ごとにお支払いいただくものです。

（注）1 日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

（注）違約金は消費税の課税対象です。

（注）ハイエンド6 プランをご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマー アグリーメント」に同意いただきます。

<https://meraki.cisco.com/support/#policies:eca>

プラン	ハイエンドプラン
初期費用	0 円
月額料金	3,300 円/台
解約金	typeN 個別契約 第 7 条（契約申込の承諾）（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、解約金（一律 10,000 円）を一括で支払っていただきます。

（注）解約金は 1 の装置ごとにお支払いいただくものです。

（注）1 日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

（注）解約金は消費税の課税対象です。

（注）ハイエンドプランをご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマー アグリーメント」に同意いただきます。

<https://meraki.cisco.com/support/#policies:eca>

（注）ハイエンドプランは 2025 年 6 月 30 日にて新規販売を終了します。

プラン	ハイエンドEx 2年プラン	ハイエンドEx 5年プラン
初期費用	0 円	0 円
月額料金	8,500 円/台	5,500 円/台
解約金	<p>typeN 個別契約 第 7 条（契約申込の承諾）（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間（24 カ月）に満たない月数に月額利用料を乗じた額を、一括で支払っていただきます。</p>	<p>2019 年 3 月 1 以降に申込いただいた場合、typeN 個別契約 第 7 条（契約申込の承諾）（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間（60 カ月）に満たない月数に 2,600 円を乗じた額を、一括で支払っていただきます。</p> <p>2019 年 2 月 28 以前に申込いただいた場合、typeN 個別契約 第 7 条（契約申込の承諾）（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間（60 カ月）に満たない月数に 3,400 円を乗じた額を、一括で支払っていただきます。</p>

(注) 契約者は、ハイエンドEx x プランの提供を受けるためには、LAN 給電が可能な装置を準備いただく必要があります。

(注) 解約金は 1 の装置ごとにお支払いいただくものです。

(注) 1 日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

(注) 解約金は消費税の課税対象です。

(注) ハイエンドEx x プランをご利用いただく場合は、Meraki LLC 社が規定している「エンドカスタマーアグリーメント」に同意いただきます。

<https://meraki.cisco.com/support/#policies:eca>

プラン	ベーシックプラン
プラン	2年プラン
初期費用	0 円
月額料金	2,980 円/台
解約金	typeN 個別契約 第 7 条（契約申込の承諾）（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間（24 カ月）に満たない月数に月額利用料を乗じた額を、一括で支払っていただきます。

(注) 解約金は 1 の装置ごとにお支払いいただくものです。

(注) 1 日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

(注) 2021 年 3 月 31 日をもって新規受付を終了いたしました。

プラン	ライト 6 プラン
プラン	2年プラン
初期費用	0 円
月額料金	2,000 円/台
解約金	typeN 個別契約 第 7 条（契約申込の承諾）（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、利用期間にかかわらず一律で 5,000 円を一括で支払っていただきます。

(注) 解約金は 1 の装置ごとにお支払いいただくものです。

(注) 1 日でも有料で利用した月は、利用期間の 1 月とみなします。

別紙8-【別紙6（訪問オプション料金表）】

（1）メニュー

メニュー	料金(税抜額)
機器設置、設定および配線工事	弊社が別に算定する実費。
電波調査・設計	弊社が別に算定する実費。

（注）typeN個別契約の申込者（NTT東日本の営業エリアのもの）に限り提供します。

（注）訪問オプションの料金詳細は、お問い合わせください。

（2）割増工事費の適用

夜間・深夜に、訪問オプションを行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を弊社が承諾した場合、昼間の工事費に対して、次表の割増率を乗じた料金を適用します。

時間帯区分	割増工事費の額
昼間（午前8時30分から午後5時まで）	通常の工事費
夜間（午後5時から午後10時まで）	昼間の工事費の1.3倍
深夜（午後10時から翌日の午前8時30分まで）	昼間の工事費の1.6倍

（注）12月29日から1月3日の昼間（午前8時30分から午後5時）は、上表における昼間の工事費の1.3倍を適用します。

（3）時刻指定工事費の適用

契約者が指定する時刻（次表に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に、訪問オプションを行う場合、通常の工事費に対して、次表の金額を加算した料金を適用します。

指定時刻	工事費の額(税抜額)
午前9時から午後4時まで	11,000円
午後5時から午後9時まで	18,000円
午後10時から翌日の午前8時まで	28,000円

（注）同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。

（注）工事事業者が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

別紙 8-【別紙 7（サポートを提供するにあたり取得する情報）】

1. 以下の情報を取得し、Wi-Fi クラウドで有します。なお、本サービスの機能として提供する来訪者向け Wi-Fi インターネットに接続する来訪者の情報についても取得し、保有します。
 - (1) モバイル端末の MAC アドレス、機種情報、OS の種類、ブラウザの種類
 - (2) モバイル端末で利用するアプリケーションとアプリケーションごとの通信時間、通信量、通信先、通信速度の情報
 - (3) リモートアクセスオプションをご利用の場合、リモートアクセス装置と同一ネットワークセグメント内の端末の MAC アドレス、IP アドレス、ホスト名
2. 削除

別紙 8-【別紙 8（弊社が別に定めることとする事項）】

削除

別紙 8-【別紙 9（オプション料金表）】

○LAN 納電オプション

ベーシックプラン、ハイエンドプラン、ハイエンド6プラン、ハイエンドExプランの申込者について、LAN 納電装置を提供し、別紙 8-別表 2（提供する機能）に定める機能を提供するオプション

プラン	2年プラン	5年プラン
初期費用	0円	0円
月額利用料	800円/台	400円/台
解約金	typeN 個別契約 第7条（契約申込の承諾）（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間（24カ月）に満たない月数に月額利用料を乗じた額を、一括で支払っていただきます。	typeN 個別契約 第7条（最低利用期間）で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間（60カ月）に満たない月数に320円を乗じた額を、一括で支払っていただきます。

（注）解約金は1の装置ごとにお支払いいただくものです。

（注）2年プランから5年プランへのプラン変更時における最低利用期間は、2年プランの利用開始日から60カ月となります。なおプラン変更は行なえません。

（注）解約金は消費税の課税対象です。

（注）1日でも有料で利用した月は、利用期間の1月とみなします。

別紙 8- 【別紙 10（最低利用期間）】

プラン	最低利用期間
ハイエンド 6 プラン	1 の AP ごとに 24 ヶ月
ハイエンドプラン	1 の AP ごとに 24 ヶ月
ハイエンド Ex プラン 2年プラン	1 の AP ごとに 24 ヶ月
ハイエンド Ex プラン 5年プラン	1 の AP ごとに 60 ヶ月
ベーシックプラン 2年プラン	1 の AP ごとに 24 ヶ月
ライト 6 プラン	1 の AP ごとに 24 ヶ月
ライトプラン 2年プラン	1 の AP ごとに 24 ヶ月
LAN 給電オプション 2年プラン	1 の装置ごとに 24 ヶ月
LAN 給電オプション 5年プラン	1 の装置ごとに 60 ヶ月